

計算のための鑑定)及び一〇五条の三(相当な損害額の認定)の規定が新たに準用されることとなった。

また、平成一六年の裁判所法等の一部改正において、新設された特許法一〇四条の三(特許権者等の権利行使の制限)及び一〇五条の四から一〇五条の六(秘密保持命令、秘密保持命令の取消し及び訴訟記録の閲覧等の請求の通知等)の規定が、新たに準用されることとなった。

〔参 考〕

意匠権は方法について与えられるものではないため、特許法一〇四条(生産方法の推定)は準用されない。また、平成一六年の裁判所法等の一部改正において新設された特許法一〇五条の七(当事者尋問等の公開停止)の規定は、意匠の性質上準用されない。

第三節 登 録 料

(登録料)

第四二条 意匠権の設定の登録を受ける者又は意匠権者は、登録料として、第二十一条〔存続期間〕に規定する存

続期間の満了までの各年について、一件ごとに、次に掲げる金額を納付しなければならない。

- 一 第一年から第三年まで 毎年八千五百円
- 二 第四年から第十年まで 毎年一万六千九百円
- 三 第十一年から第二十年まで 毎年三万三千八百円(改正、平一八法律五五)

(改正、昭四五法律九一、昭五〇法律四六、昭五三法律二七、昭五六法律四五、昭五九法律二三、昭六二法律二七、平五法律二六)

- 2 前項の規定は、国に属する意匠権には、適用しない。(改正、平一〇法律五一、平一一法律三二〇、平一五法律四七)
- 3 第一項の登録料は、意匠権が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する登録料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)
- 4 前項の規定により算定した登録料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。(本項追加、平一〇法律五一、改正、平一一法律三二〇、平一五法律四七)
- 5 第一項の登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一〇法律五一、平一一法律一六〇、平一一法律二二〇、平一五法律四七)

〔旧法との関係〕 二〇条

〔趣旨〕

本条は登録料を定めたものであり、趣旨については特許法一〇七条の「趣旨」参照(なお、昭和四五年、昭和五〇年、昭和五三年、昭和五六年、昭和五九年、昭和六二年及び平成五年に料金改定が行われている)。一項三号は昭和三四年制定の現行法により意匠権の存続期間が延長されたことに関連して新設された。なお、平成一八年の一部改正において、存続期間が一五年から二〇年に延長されたが、第一六年から第二〇年までの登録料については、第一一年から第一五年までの登録料と同額とされた。これは、意匠権は、技術ではなく美的な物品のデザインに対して与えられる権利であることから、権利を早期に手放すことを促進する政策的必要性は特許権に比較して強くないと考えられたためである。

なお、平成一〇年の一部改正において、類似意匠制度を廃止したことに伴い、類似意匠の意匠登録を受けようする場合の登録料について定めた旧二項を削除した。

また、平成一五年の一部改正において、登録料等の納付義務が生じないとする対象から独立行政法人が外れたことに伴い、旧三項を削除するとともに、必要な改正をおこなった。

(登録料の納付期限)

第四三条 前条第一項第一号の規定による第一年分の登録料は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付しなければならない。(改正、平一〇法律五一)

2 前条第一項の規定による第二年以後の各年分の登録料は、前年以前に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、登録料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

〔旧法との関係〕 施規九条

〔趣旨〕

本条は、登録料の納付期限について規定したものである。

旧施行規則九条では「第一年乃至第三年分ノ登録料」を査定または審決が確定した日から三〇日以内に納付すべき旨を規定していたが、意匠には流行によって左右される短期間の寿命しかないものも相当にあり、一度に三年分の登録料をとるまでもないと考えられるので、意匠権の設定の登録の際にも一年分の登録料を納付すればよいとしたのである。その反面、特許料や、実用新案の登録料の場合のごとく、納付の減免又は猶予(特一〇九条、実三二条の二)は認

められない。その他詳細については特許法一〇八条の「趣旨」を参照されたい。
 なお、平成一〇年の一部改正において、類似意匠の登録料を定めた四二条二項が削除されたことに伴い、該当個所を改正した。

(登録料の追納)

第四四条 意匠権者は、前条第二項に規定する期間内に登録料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその登録料を追納することができる。

2 前項の規定により登録料を追納する意匠権者は、第四十二条第一項「登録料」の規定により納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付しなければならない。

3 前項の割増登録料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。(本項追加、昭五九法律二四、改正、平八法律六八、平一一法律一六〇)

4 意匠権者が第一項の規定により登録料を追納することができる期間内にその登録料及び第二項の割増登録料を納付しないときは、その意匠権は、前条第二項に規定する期間の経過の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。(改正、昭五九法律二三)

〔旧法との関係〕 二五条において特許法六二条の規定を準用。

〔趣旨〕

特許法一一二条の「趣旨」参照。なお、平成八年の一部改正では、三項に規定する割増登録料の納付方法について

も、登録料の場合（四二条）と同様に、特許印紙による納付に加えて現金による納付を可能とした。

（登録料の追納による意匠権の回復）

第四四条の二 前条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権の原意匠権者は、その責めに帰することができない理由により同条第一項の規定により登録料を追納することができる期間内に同条第四項に規定する登録料及び割増登録料を納付することができなかつたときは、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内に限り、その登録料及び割増登録料を追納することができる。

2 前項の規定による登録料及び割増登録料の追納があつたときは、その意匠権は、第四十三条第二項「登録料の納付期限」に規定する期間の経過の時にさかのぼつて存続していたものとみなす。

（本条追加、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣 旨〕

特許法一一二条の二の「趣旨」参照。

（回復した意匠権の効力の制限）

第四四条の三 前条第二項の規定により意匠権が回復したときは、その意匠権の効力は、第四十四条第一項「登録料の追納」の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において製造し、若しくは取得した当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した意匠権の効力は、第四十四条第一項の規定により登録料を追納することができる期間の経過後意匠権の回復の登録前における次に掲げる行為には、及ばない。

一 当該意匠又はこれに類似する意匠の実施

二 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品の製造にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした行為（改正、平一四法律二四）

三 当該登録意匠又はこれに類似する意匠に係る物品を譲渡、貸渡し又は輸出のために所持した行為（本号追加、平一八法律五五）

（本条追加、平六法律一一六）

〔旧法との関係〕 該当条文なし

〔趣旨〕

特許法一一二条の三の「趣旨」参照。

なお、平成一四年の一部改正において、回復した意匠権の効力の及ばない範囲が、間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう所要の改正を行った。ただし、特許法とは異なり、意匠法においては、主観的要件を導入した新たな間接侵害規定の追加は行わなかったため、客観的要件としての対象物について「専用品」に限定する規定が残された。

また、平成一八年の一部改正において、回復した意匠権の効力の及ばない範囲が、間接侵害規定の改正に合わせた適切なものとなるよう所要の改正を行った。

(特許法の準用)

第四十五条 特許法第一百条（利害関係人による特許料の納付）並びに第一百一十一条第一項（第三号を除く。）及び第二項（既納の特許料の返還）の規定は、登録料に準用する。（改正、昭六二法律二七）

〔旧法との関係〕 二五条において特許法の規定を準用。

〔趣 旨〕

本条は、特許法の準用条文について規定したものである。特許法一〇九条（特許料の減免又は猶予）を準用しなかった理由はすでに四三条の解説で述べたところである。